



福岡医発 2106 号 (総)

平成 23 年 1 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
への意見募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医道審議会医師分科会医師臨床研修部会では、平成 21 年 4 月の見直しにて適用され、平成 23 年度の臨床研修において継続された、研修医の募集定員に関する激変緩和措置等について議論して参りましたが、1 月 12 日に「平成 24 年度以降の臨床研修における対応」について意見がとりまとめられたところです。

意見とりまとめでは、平成 23 年 3 月末までの取扱いとされている、臨床研修病院の募集定員に係る激変緩和措置、及び都道府県別の募集定員の上限に係る激変緩和措置について、平成 26 年度の臨床研修まで継続することとし、次回の医師臨床研修制度の見直し（平成 26 年度に実施し、平成 27 年度の臨床研修に適用することを想定）の際に合わせて廃止することとされました。

今般、平成 24 年度以降の臨床研修の実施に向けて、これら激変緩和措置の取扱い等について、広く国民の皆様から意見を募集するパブリックコメントが平成 23 年 2 月 12 日まで実施されております。

つきましては、ご参考にパブリックコメント募集の資料をお送りしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貴会におかれまして、パブリックコメントを提出された場合には、本会総務課（FAX:092-411-6858、MAIL:fpma-somu@fukuoka.med.or.jp）にも併せてお送りくださいますよう、お願い申し上げます。

(生94)
平成23年1月14日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会生涯教育担当理事
三 上 裕 司

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
への意見募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医道審議会医師分科会医師臨床研修部会では、平成21年4月に実施された臨床研修制度の見直しに当たって適用され、平成23年度の臨床研修において継続された、研修医の募集定員に関する激変緩和措置等について議論して参りました。これを受け、1月12日に「平成24年度以降の臨床研修における対応」について意見がとりまとめられたところです。

意見とりまとめでは、平成23年3月末までの取扱いとされている、臨床研修病院の募集定員に係る激変緩和措置（前年度の臨床研修の内定者の実績を勘案）、および、都道府県別の募集定員の上限に係る激変緩和措置（各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない）について、平成26年度の臨床研修まで継続することとし、次回の医師臨床研修制度の見直し（平成26年度に実施し、平成27年度の臨床研修に適用することを想定）の際に併せて廃止することとされました。

今般、平成24年度以降の臨床研修の実施に向けて、これら激変緩和措置の取扱いについて、広く国民の皆様等から意見を募集するパブリックコメントが平成23年2月12日まで実施されております。本パブリックコメントの後、医師臨床研修部会の開催を経て、通知が改正されることとなります。

つきましては、ご参考にごパブリックコメント募集の資料をお送りいたしますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

なお、貴会におかれまして、パブリックコメントを提出した場合には、本会生涯教育課（FAX：03-3942-6517、MAIL：syogai@po.med.or.jp）にも併せてお送りいただけますよう、お願い申し上げます。

<裏面に続きます。>

(添付資料)

1. パブリックコメント・意見募集中案件一覧等 (ホームページから抜粋)
【パブリックコメントURL】
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
 2. 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に関する意見の募集について
(平成23年1月14日 厚生労働省医政局医事課)
 3. 【別紙】「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正案について
 4. 【別添】医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について (平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。平成22年4月14日最終改正 関連する部分を抜粋)
 5. 【参考1】平成23年1月12日医道審議会医師分科会医師臨床研修部会意見とりまとめ
■平成24年度以降の臨床研修における対応について
 6. 平成23年1月12日医道審議会医師分科会医師臨床研修部会資料
【参考2-1】募集定員に関する試算について
(平成24年度から研修を開始する研修医を対象)
【参考2-2】都道府県別の募集定員上限の試算 (a)
【参考2-3】研修医の募集定員に関する都道府県別の上限についての試算 (内訳)
【参考2-4】臨床研修病院の募集定員の試算 (b)
- (※資料はパブリックコメントURLからも入手可能です。)

パブリックコメント:意見募集中案件一覧 | 電子政府の総合窓口e-Gov イーガブ

e-Gov(イーガブ)は総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです

[e-GovのTOPへ戻る](#)

[イーガブ]
e-GOV 電子政府の総合窓口 イーガブ

e-Gov ヘルプ

お問合せ

法令検索

行政手続案内検索

パブリックコメント

府省ホームページ検索

お知らせ

サイトマップ

パブリックコメント

パブリックコメント:意見募集中案件一覧

現在、意見募集中の案件の一覧を表示しています。掲載された案件はボタン操作により、順序を並べ替えて表示できます。

	案の公示日	意見・情報受付締切日	行政分野
パブリックコメント(制度)について	早いものから	早いものから	昇順
このページの見方について	遅いものから	遅いものから	降順

表示件数を変更する

総件数:10件

50

件ごと表示

厚生／医事

表示案件を絞り込む

絞り解除

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」への意見募集について

案件番号:495100275

全ての意見募集中案件を表示する(83)

案の公示日

2011年01月14日

意見・情報受付締切日

2011年02月12日

所管府省・部局名等(問合せ先)

厚生労働省医政局医事課
電話03-5253-1111(内線2569)

行政手続法に基づく手続であるか否か

任意の意見募集

新着案件(14)

締切間近案件(24)

行政手続法に基づく意見募集(48)

任意の意見募集(35)

分類未設定の案件(1)

厚生／食品衛生

「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部改正(即席めん類の酸価・過酸化物質測定法の削除)」に関する意見・情報の募集について

案件番号:495100274

案の公示日

2011年01月12日

意見・情報受付締切日

2011年02月10日

所管府省・部局名等(問合せ先)

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課(電話03-5253-1111(内線4280))

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続

キーワードで絞り込む

絞り解除

全てを含む

いずれかを含む

検索

クリア

社会福祉／老人福祉、介護保険

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について

案件番号:495100273

案の公示日

2011年01月07日

意見・情報受付締切日

2011年02月05日

所管府省・部局名等(問合せ先)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
TEL 03-5253-1111(内線2865)

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続

行政分野から絞り込む

絞り解除

厚生(6)

社会福祉(3)

社会保険(1)

IT社会化推進(0)

共生社会政策(0)

厚生／保健、健康

「新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験及び同令第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験(仮称)」について

案件番号:495100271

案の公示日

2010年12月29日

意見・情報受付締切日

2011年01月27日

所管府省・部局名等(問合せ先)

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
電話:03-5253-1111(内線2427)

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続

全て表示 全ての行政分野を表示する

所管府省から絞り込む

絞り解除

厚生労働省(10)

内閣官房(2)

内閣府(6)

国家公安委員会・警察庁(2)

金融庁(5)

新規化学物質等に係る試験方法の一部改正について

案件番号:495100272

案の公示日

2010年12月29日

意見・情報受付締切日

2011年01月27日

所管府省・部局名等(問合せ先)

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
電話:03-5253-1111(内線2427)

行政手続法に基づく手続であるか否か

任意の意見募集

厚生／薬事

[法令検索](#)

[行政手続案内検索](#)

[パブリックコメント](#)

[府省ホームページ検索](#)

[お知らせ](#)

[サイトマップ](#)

[パブリックコメント](#)

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

厚生 / 医事

[パブリックコメント\(制度\)について](#)

[このページの見方について](#)

[意見募集中案件一覧へ戻る](#)

[意見募集終了案件一覧へ戻る](#)

[結果公示案件一覧へ戻る](#)

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」への意見募集について

案件番号	495100275
定めようとする命令等の題名	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行についての一部改正について
根拠法令項	医師法第16条の2第1項
行政手続法に基づく手続であるか否か	任意の意見募集
所管府省・部局名等(問合せ先)	厚生労働省医政局医事課 電話03-5253-1111(内線2569)

案の公示日	2011年01月14日	意見・情報受付開始日	2011年01月14日	意見・情報受付締切日	2011年02月12日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案
意見募集要領 [PDF](#)

関連資料、その他

別紙 [PDF](#)

別添 [PDF](#)

参考1 [PDF](#)

参考2-1 [PDF](#)

参考2-2 [PDF](#)

参考2-3 [PDF](#)

参考2-4 [PDF](#)

資料の入手方法

—

備考



[e-Govについて](#) [個人情報の取扱いについて](#) [リンクについて](#) [安全な通信\(SSL\)について](#) [サイトマップ](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に
関する意見の募集について

平成 23 年 1 月 14 日
厚生労働省医政局医事課

今般、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
(平成 15 年 6 月 12 日医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知)」の一部を改正する
予定です。

つきましては、広く意見を募集しますので、ご意見のある場合には、下記により提出
して下さい。

なお、提出していただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨
ご了承願います。

記

1 意見募集期限

平成 23 年 2 月 12 日(土) 必着

2 提出方法

ご意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただくご意見には必ず「平成 24 年度の臨床研修への対応について」
と明記して提出してください。

○電子メールの場合

電子メールアドレス : kensyubukai@mhlw.go.jp あて

(ファイル形式はテキスト形式をお願いします。)

インターネットの場合はこちらをクリックしてください。

○ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3591-9072

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

3 ご意見の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・年齢・住所・職業を、法人（団体）の方は法人名（団体名）・所在地を記載してください。ご提出いただきましたご意見については、氏名・連絡先（住所・電話番号・ファクシミリ番号・電子メールアドレスなど）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

4 改正の概要

別紙のとおり。

(別紙)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の
施行について」の一部改正案について

1. 改正の経緯

平成 21 年 4 月に行った医師臨床研修制度の見直しに当たっては、臨床研修病院の募集定員及び都道府県別の募集定員の上限に関して、地域医療への影響等を踏まえ、激変緩和措置を講じ、平成 22 年度の臨床研修に適用した。

また、平成 23 年度の臨床研修の実施に当たっては、同年度の臨床研修においては激変緩和措置を継続するとともに、平成 24 年度以降の臨床研修における取扱いについては、臨床研修の実施状況、地域医療への影響等を踏まえて定めることとした。

今般、平成 24 年度の臨床研修の実施に向けて、平成 24 年度以降の激変緩和措置の取扱いについて意見を募集する。

2. 改正の内容

(1) 臨床研修病院の募集定員について (別添医政局長通知第 3 の 3(1)関係)

- 激変緩和措置 (前年度の臨床研修の内定者の実績を勘案) については、平成 26 年度の臨床研修まで継続することとし、次回の医師臨床研修制度の見直し (平成 26 年度に実施し、平成 27 年度の臨床研修に適用することを想定) の際に併せて廃止する。

(参考：現行の激変緩和措置)

臨床研修病院の募集定員は平成 22 年度研修の内定者 (マッチ者) の実績を勘案する。(平成 23 年 3 月末までの取扱い)

(2) 都道府県別の募集定員の上限について (別添医政局長通知第 3 の 4 関係)

- 激変緩和措置 (各都道府県の研修医受入実績から 10%以上削減しない) については、平成 26 年度の臨床研修まで継続することとし、次回の医師臨床研修制度の見直し (平成 26 年度に実施し、平成 27 年度の臨床研修に適用することを想定) の際に併せて廃止する。

(参考：現行の激変緩和措置)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から 10%以上削減しない。

3. 通知発出予定日 平成 23 年 3 月頃

別添医政局長通知

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
(平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。平成22年4月14日
最終改正 関連する部分を抜粋)

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

(中略)

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)若しくは(イ)の数値を超えないか、又は後述の22により都道府県が調整した募集定員であること。

(ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。(ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。)

(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計(当該合計数値を「C」とする。以下同じ。))が、(ウ)に規定する当該都道府県の募集定員の上限(当該上限値を「B」とする。以下同じ。))を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値)とする。ただし、病院が希望する募集定員が、Aを上回った場合、Cを算出する際の当該病院の希望する募集定員をAの値とする。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、65人以上の場合を10とする。

(中略)

(ウ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の上限」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F$$

D：次のD1とD2のうちの多い方の数値

$$D1：\text{全国の研修医の総数} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

$$D2：\text{全国の研修医の総数} \times \frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$$

E：100平方km当たりの医師数が全国の中央値よりも少ない県についてはDに0.1を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の道県についてはDに0.2を乗じた数値

$$F：D \times \frac{\text{離島人口} \times 5}{\text{当該都道府県の人口}}$$

(中略)

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が都道府県の募集定員の上限の値(B)を超えない範囲内の調整であること。ただし、前述5の(1)ス(イ)によって算出された臨床研修病院及び大学病院の募集定員の合計(C)が都道府県の募集定員の上限(B)の値を超えている場合は、当該募集定員の合計を超えない範囲内の調整であること。

イ 募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

(2) 地域における研修医の募集定員の調整を円滑に行うことができるよう、都道府県は、前述5の(1)スにより算出された各病院の研修医の募集定員について、管轄する地方厚生局から情報提供を受けることができること。

(中略)

(4) 都道府県が募集定員の調整を行わない場合、各病院の研修医の募集定員は前述5の(1)ス(ア)又は(イ)の数値を超えないものとする。

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の3及び4については、平成23年3月31日までの取扱いとし、その後の取扱いについては臨床研修の実施状況、地域医療への影響等を踏まえて定めるものであること。

(中略)

3 臨床研修病院の募集定員について

- (1) 臨床研修病院の募集定員については、前述第2の5(1)スにかかわらず、前述第2の5(1)ス(ア)、(イ)の数値と平成22年度から研修を開始する予定であった研修内定者の実績のいずれかを超えないこととすること。ただし、前述第2の22により都道府県が研修医の募集定員を調整した場合には、都道府県が調整した募集定員とすること。

(中略)

4 都道府県の募集定員の上限について

前述第2の5(1)ス(ウ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述第2の5(1)ス(ウ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績に0.9を乗じて得た数値(小数点以下の端数は切り上げ)とすること。

平成 24 年度以降の臨床研修における対応について

1 募集定員に係る当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について

(1) 病院の募集定員について

- 激変緩和措置については、26 年度の臨床研修まで継続することとし、次回の制度の見直しに併せて廃止する。

＊次回の制度の見直しは、平成 27 年度の臨床研修に適用することを想定。

(参考：激変緩和措置)

臨床研修病院の募集定員は 22 年度研修の内定者（マッチ者）の実績を勘案して設定する。（23 年 3 月末までの取扱い）

(2) 都道府県別の募集定員の上限について

- 「(1) 病院の募集定員」と同様の取扱いとする。

(参考：激変緩和措置)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から 10%以上削減しない。（23 年 3 月末までの取扱い）

2 激変緩和措置の廃止に向けた対応について

- 募集定員に係る激変緩和措置を地域医療に混乱をもたらすことなく円滑に廃止できるよう、次回の制度の見直しに向けて、地域における臨床研修病院群の形成を促進するとともに、研修の実施状況、地域医療の状況等を踏まえた募集定員の設定方法について検討を行う。

(参考) 平成 22 年 2 月医道審議会医師分科会医師研修部会意見取りまとめ（抜粋）

平成 23 年度の臨床研修への対応について

1 当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について

(3) 病院の募集定員について

- 23 年度の研修については激変緩和措置を継続し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。
- ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(4) 都道府県別の募集定員の上限について

- 「(3) 病院の募集定員について」と同様の取扱いとする。

〔参考 2〕平成 23 年 1 月 12 日医道審議会医師分科会医師臨床研修部会資料

募集定員に関する試算について (平成 24 年度から研修を開始する研修医を対象)

1. 都道府県別の募集定員上限について (a)

(試算に当たっての考え方)

(1) 激変緩和措置を適用する場合【試算 1-a】

○研修医受入実績、人口、医学部定員、面積等について直近の数値を反映。

【出典データ】

*人口・・・平成 21 年度人口推計(総務省統計局)

*医学部定員・・・平成 23 年度医学部入学定員の増員計画(文部科学省高等教育局)

*面積当たりの医師数

・医師数・・・平成 20 年医師・歯科医師・薬剤師調査

(厚生労働省大臣官房統計情報部)

・面積・・・全国市町村要覧 平成 22 年版(総務省自治行政局)

○都道府県別の募集定員上限に関する激変緩和措置を適用。

(2) 激変緩和措置を適用しない場合【試算 2-a】

○都道府県の募集定員上限に関する激変緩和措置を適用しない。

○その他は【試算 1-a】と同じ前提で試算。

2. 臨床研修病院の募集定員について (b)

(試算に当たっての考え方)

(1) 激変緩和措置を適用する場合【試算 1-b】

○都道府県の募集定員上限、病院の募集定員の算定に激変緩和措置を適用。

○平成 22 年度のマッチングの結果を平成 23 年度の採用実績とみなすとともに、防衛医科大学校、自治医科大学の学生の研修予定病院を勘案。

○医師派遣等の加算については、平成 23 年度における臨床研修の募集定員の算定時と同じ値を加算。

○各都道府県における募集定員は、平成 23 年度の臨床研修において各病院が希望した募集定員を勘案。

※最終的な募集定員は試算した値に産科・小児科プログラム分の定員を加えたものとなる。

(2) 激変緩和措置を適用しない場合【試算 2-b】

○都道府県の募集定員上限、病院の募集定員の算定に激変緩和措置を適用しない。

○その他は【試算 1-b】と同じ前提で試算。

都道府県別の募集定員上限の試算(a)

都道府県	H23 募集定員 ①	H23 募集定員 の上限 ②	H24 募集定員 の上限 (試算1-a) ③	定員上限 の増減 ③-②	H24 募集定員 の上限 (試算2-a) ④	定員上限 の増減 ④-②	③-④	(参考) 産科・小 児科プロ グラムに よる募集 定員の加 算(試算) ⑤
北海道	434	402	393	△ 9	393	△ 9	0	16
青森県	133	129	125	△ 4	125	△ 4	0	4
岩手県	120	129	125	△ 4	125	△ 4	0	4
宮城県	154	142	140	△ 2	140	△ 2	0	4
秋田県	126	125	125	0	125	0	0	4
山形県	124	130	126	△ 4	126	△ 4	0	4
福島県	150	148	145	△ 3	145	△ 3	0	4
茨城県	188	177	174	△ 3	174	△ 3	0	4
栃木県	184	195	190	△ 5	190	△ 5	0	8
群馬県	125	120	118	△ 2	118	△ 2	0	4
埼玉県	425	426	420	△ 6	420	△ 6	0	20
千葉県	390	366	361	△ 5	361	△ 5	0	20
東京都	1,572	1,252	1,237	△ 15	1,237	△ 15	0	88
神奈川県	689	534	526	△ 8	526	△ 8	0	28
新潟県	185	179	174	△ 5	174	△ 5	0	4
富山県	104	104	102	△ 2	102	△ 2	0	4
石川県	167	195	190	△ 5	190	△ 5	0	8
福井県	100	108	106	△ 2	106	△ 2	0	4
山梨県	89	118	115	△ 3	115	△ 3	0	4
長野県	159	143	140	△ 3	140	△ 3	0	4
岐阜県	145	139	136	△ 3	136	△ 3	0	4
静岡県	240	228	224	△ 4	224	△ 4	0	8
愛知県	584	445	444	△ 1	439	△ 6	△ 5	24
三重県	131	126	124	△ 2	124	△ 2	0	4
滋賀県	107	98	97	△ 1	97	△ 1	0	4
京都府	293	237	222	△ 15	178	△ 59	△ 44	12
大阪府	687	527	521	△ 6	518	△ 9	△ 3	24
兵庫県	389	337	332	△ 5	332	△ 5	0	8
奈良県	103	97	94	△ 3	94	△ 3	0	4
和歌山県	101	95	92	△ 3	92	△ 3	0	4
鳥取県	73	97	98	1	98	1	0	4
島根県	99	129	127	△ 2	127	△ 2	0	4
岡山県	212	196	194	△ 2	194	△ 2	0	12
広島県	189	177	174	△ 3	174	△ 3	0	4
山口県	119	110	109	△ 1	109	△ 1	0	4
徳島県	96	107	106	△ 1	106	△ 1	0	4
香川県	105	100	97	△ 3	97	△ 3	0	4
愛媛県	115	112	109	△ 3	109	△ 3	0	4
高知県	96	107	107	0	107	0	0	4
福岡県	516	394	368	△ 26	368	△ 26	0	16
佐賀県	85	93	90	△ 3	90	△ 3	0	4
長崎県	155	159	155	△ 4	155	△ 4	0	8
熊本県	123	111	109	△ 2	109	△ 2	0	4
大分県	109	107	104	△ 3	104	△ 3	0	4
宮崎県	78	105	103	△ 2	103	△ 2	0	4
鹿児島県	167	169	165	△ 4	165	△ 4	0	4
沖縄県	165	143	138	△ 5	138	△ 5	0	8
計	10,900	9,867	9,671	△ 196	9,619	△ 248	△ 52	432

研修医の募集定員に関する都道府県別の上限についての試算(内訳)

試算2-a

試算1-a

都道府県	23年度 募集 定員	22年度 採用 実績	人口分布		医師養成数			地理的条件				都道府県の 上限	都道府県の 上限と 前年度募 集定員と の差	都道府県の 上限と 採用実績 との差	⑭の採用 実績に対 する割合 (※5)	都道府県の 上限=⑫(⑬) が10%を 超える場合は ⑫の90%
	①	②	人口 ③	採用実績 (7,506人) を人口割 合で按分 ④	23年度 医学部 定員(※1) ⑤	採用実績 (7,506人) を医学部 定員割合 で按分 ⑥	④と⑥の うち多い 方 ⑦	100km ² 当 たりの医師 数 ⑧	面積当 たりの医師 数による 加算(※2) ⑨	離島人口 (※3) ⑩	離島人口 による加 算(※4) ⑪	⑫=⑦+⑨+⑪	⑬=⑫-①	⑭=⑫-②	⑮=⑬/②	⑯
北海道	434	260	5,507	324	344	287	324	14.9	65	12,948	4	393	▲ 41	133		393
青森県	133	65	1,379	81	125	104	104	26.6	21			125	▲ 8	60		125
岩手県	120	69	1,340	79	125	104	104	17.0	21			125	5	56		125
宮城県	154	113	2,336	138	120	100	138	70.1		5,387	2	140	▲ 14	27		140
秋田県	126	60	1,096	65	125	104	104	19.8	21			125	▲ 1	65		125
山形県	124	77	1,179	69	125	104	104	26.8	21	276	1	126	2	49		126
福島県	150	72	2,040	120	110	92	120	28.3	25			145	▲ 5	73		145
茨城県	188	98	2,960	174	113	94	174	78.8				174	▲ 14	76		174
栃木県	184	107	2,006	118	228	190	190	66.3				190	6	83		190
群馬県	125	72	2,007	118	123	102	118	65.8				118	▲ 7	46		118
埼玉県	425	204	7,130	420	205	171	420	273.7				420	▲ 5	216		420
千葉県	390	269	6,139	361	120	100	361	198.4				361	▲ 29	92		361
東京都	1,572	1,305	12,868	757	1,468	1,223	1,223	1,740.6		28,207	14	1,237	▲ 335	▲ 68	5.2%	1,237
神奈川県	689	562	8,943	526	427	356	526	695.1				526	▲ 163	▲ 36	6.4%	526
新潟県	185	86	2,378	140	125	104	140	35.6	14	66,389	20	174	▲ 11	88		174
富山県	104	56	1,095	64	110	92	92	62.2	10			102	▲ 2	46		102
石川県	167	99	1,165	69	227	189	189	72.3		144	1	190	23	91		190
福井県	100	69	808	48	115	96	96	44.2	10			106	6	37		106
山梨県	89	44	867	51	125	104	104	41.3	11			115	26	71		115
長野県	159	116	2,159	127	115	96	127	32.8	13			140	▲ 19	24		140
岐阜県	145	107	2,092	123	107	89	123	36.4	13			136	▲ 9	29		136
静岡県	240	160	3,792	223	120	100	223	89.9		228	1	224	▲ 16	64		224
愛知県	584	493	7,418	437	422	352	437	279.2		4,450	2	439	▲ 145	▲ 54	11.0%	444
三重県	131	82	1,870	110	125	104	110	62.0	12	5,005	2	124	▲ 7	42		124
滋賀県	107	67	1,405	83	117	97	97	72.2				97	▲ 10	30		97
京都府	293	246	2,622	154	214	178	178	168.1				178	▲ 115	▲ 68	27.6%	222
大阪府	687	578	8,801	518	527	439	518	1,193.4				518	▲ 169	▲ 60	10.4%	521
兵庫県	389	305	5,583	329	220	183	329	146.7		8,987	3	332	▲ 57	27		332
奈良県	103	78	1,399	82	113	94	94	81.8				94	▲ 9	16		94
和歌山県	101	68	1,004	59	100	83	83	57.6	9			92	▲ 9	24		92
鳥取県	73	23	591	35	107	89	89	48.8	9			98	25	75		98
島根県	99	29	718	42	112	93	93	28.5	19	22,901	15	127	28	98		127
岡山県	212	138	1,942	114	230	192	192	74.8		3,434	2	194	▲ 18	56		194
広島県	189	140	2,863	169	117	97	169	81.0		16,171	5	174	▲ 15	34		174
山口県	119	77	1,455	86	117	97	97	59.4	10	5,021	2	109	▲ 10	32		109
徳島県	96	51	789	46	114	95	95	57.3	10	317	1	106	10	55		106
香川県	105	60	999	59	112	93	93	138.0		8,050	4	97	▲ 8	37		97
愛媛県	115	52	1,436	85	112	93	93	62.0	10	17,106	6	109	▲ 6	57		109
高知県	96	41	766	45	115	96	96	30.7	10	307	1	107	11	66		107
福岡県	516	401	5,053	297	441	367	367	287.5		2,733	1	368	▲ 148	▲ 33	8.2%	368
佐賀県	85	49	852	50	106	88	88	88.3		2,266	2	90	5	41		90
長崎県	155	79	1,430	84	121	101	101	97.6		152,167	54	155		76		155
熊本県	123	91	1,814	107	115	96	107	63.5		4,228	2	109	▲ 14	18		109
大分県	109	57	1,195	70	110	92	92	46.9	10	5,207	2	104	▲ 5	47		104
宮崎県	78	35	1,132	67	110	92	92	33.6	10	1,255	1	103	25	68		103
鹿児島県	167	74	1,708	101	117	97	101	44.2	11	177,717	53	165	▲ 2	91		165
沖縄県	165	122	1,382	81	112	93	93	136.9		132,416	45	138	▲ 27	16		138
計	10,900	7,506	127,510	7,506	9,008	7,506	9,011	63.5	365	683,317	246	9,619	▲ 1,281	2,113		9,671

注) 端数処理の関係から、都道府県別の値と合計の値が一致しない場合がある。

* 1 ⑤の医学部定員の中には防衛医科大学校の医学科の募集人員(85人)も含まれている。

* 2 100平方km当たりの医師数⑧が全国の中央値(63.5人)よりも少ない場合は⑦の値に10%、30人未満の場合は20%加算(端数切り上げ)

* 3 離島人口とは、離島振興法・小笠原諸島振興開発特別措置法・奄美群島振興開発特別措置法・沖縄振興特別措置法で指定された離島の人口

* 4 ⑦×離島人口×5(調整係数)÷都道府県全体の人口(端数切り上げ)

* 5 ⑭の値の減少数が前年度採用実績の10%を超える場合は、経過措置として、当該都道府県内の前年度研修医の採用実績②の90%(端数切り上げ)

臨床研修病院の募集定員の試算(b)

(単位:人)

(参考)

都道府県		22年度 採用実績 ①	23年度 募集定員 ②	うち産科・ 小児科研 修プログ ラム分を 除く ③	24年度募集定員							産科・小児 科プログラ ム定員分
					激変緩和措置あり		激変緩和措置なし		前年度との差		試算1-b と 試算2-b の差 ⑤-④	
					都道府県 募集定員 上限 試算1-a	試算1-b ※ ④	都道府県 募集定員 上限 試算2-a	試算2-b ※ ⑤	④-③	⑤-③		
1	北海道	260	434	418	393	407	393	407	△ 11	△ 11	0	16
2	青森	65	133	129	125	126	125	126	△ 3	△ 3	0	4
3	岩手	69	120	116	125	116	125	116	0	0	0	4
4	宮城	113	154	150	140	145	140	145	△ 5	△ 5	0	4
5	秋田	60	126	122	125	122	125	122	0	0	0	4
6	山形	77	124	120	126	120	126	120	0	0	0	4
7	福島	72	150	146	145	146	145	146	0	0	0	4
8	茨城	98	188	184	174	180	174	180	△ 4	△ 4	0	4
9	栃木	107	184	176	190	176	190	176	0	0	0	8
10	群馬	72	125	121	118	120	118	120	△ 1	△ 1	0	4
11	埼玉	204	425	405	420	405	420	405	0	0	0	20
12	千葉	269	390	370	361	365	361	365	△ 5	△ 5	0	20
13	東京	1,305	1,572	1,484	1,237	1,438	1,237	1,281	△ 46	△ 203	△ 157	88
14	神奈川	562	689	661	526	623	526	564	△ 38	△ 97	△ 59	28
15	新潟	86	185	181	174	178	174	178	△ 3	△ 3	0	4
16	富山	56	104	100	102	100	102	100	0	0	0	4
17	石川	99	167	159	190	159	190	159	0	0	0	8
18	福井	69	100	96	106	96	106	96	0	0	0	4
19	山梨	44	89	85	115	85	115	85	0	0	0	4
20	長野	116	159	155	140	153	140	153	△ 2	△ 2	0	4
21	岐阜	107	145	141	136	140	136	140	△ 1	△ 1	0	4
22	静岡	160	240	232	224	227	224	227	△ 5	△ 5	0	8
23	愛知	493	584	560	444	528	439	473	△ 32	△ 87	△ 55	24
24	三重	82	131	127	124	126	124	126	△ 1	△ 1	0	4
25	滋賀	67	107	103	97	101	97	101	△ 2	△ 2	0	4
26	京都	246	293	281	222	268	178	191	△ 13	△ 90	△ 77	12
27	大阪	578	687	663	521	640	518	549	△ 23	△ 114	△ 91	24
28	兵庫	305	389	381	332	366	332	361	△ 15	△ 20	△ 5	8
29	奈良	78	103	99	94	97	94	97	△ 2	△ 2	0	4
30	和歌山	68	101	97	92	97	92	97	0	0	0	4
31	鳥取	23	73	69	98	69	98	69	0	0	0	4
32	島根	29	99	95	127	95	127	95	0	0	0	4
33	岡山	138	212	200	194	201	194	201	1	1	0	12
34	広島	140	189	185	174	183	174	183	△ 2	△ 2	0	4
35	山口	77	119	115	109	113	109	113	△ 2	△ 2	0	4
36	徳島	51	96	92	106	92	106	92	0	0	0	4
37	香川	60	105	101	97	99	97	99	△ 2	△ 2	0	4
38	愛媛	52	115	111	109	111	109	111	0	0	0	4
39	高知	41	96	92	107	92	107	92	0	0	0	4
40	福岡	401	516	500	368	454	368	389	△ 46	△ 111	△ 65	16
41	佐賀	49	85	81	90	81	90	81	0	0	0	4
42	長崎	79	155	147	155	147	155	147	0	0	0	8
43	熊本	91	123	119	109	116	109	114	△ 3	△ 5	△ 2	4
44	大分	57	109	105	104	105	104	105	0	0	0	4
45	宮崎	35	78	74	103	74	103	74	0	0	0	4
46	鹿児島	74	167	163	165	163	165	163	0	0	0	4
47	沖縄	122	165	157	138	152	138	147	△ 5	△ 10	△ 5	8
合 計		7,506	10,900	10,468	9,671	10,197	9,619	9,681	△ 271	△ 787	△ 516	432
人数 (人)	6都府県	3,585	4,341	4,149	3,318	3,951	3,266	3,447				
	その 他	3,921	6,559	6,319	6,353	6,246	6,353	6,234				
割合 (%)	6都府県	47.8%	39.8%	39.6%	34.3%	38.7%	34.0%	35.6%				
	その 他	52.2%	60.2%	60.4%	65.7%	61.3%	66.0%	64.4%				

※ 試算1-b、試算2-bともに産科・小児科の研修プログラムの特例の定員分は含まれていない。